

## 川崎市等々力緑地釣池管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市都市公園条例(以下「条例」という。)及び同施行規則(以下「規則」という。)で定めるもののほか、等々力緑地内釣池の運営管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用範囲)

第2条 釣池は一般の利用に供する

2 市長は次の各号に該当する場合には、団体使用を認めることができる。

- (1) 一般利用に支障がないとき
- (2) 運営管理上支障がないとき

### (使用手続)

第3条 釣池を利用しようとする者は、事務所に口頭で、使用の申込を行い、個人利用券(第2号様式の3から14まで)を受けたのち使用するものとする。

2 団体で釣り池を利用しようとする者は原則として、使用期日の10日前に、釣池団体使用許可申請書(第2号様式の15)を提出しなければならない。

3 団体使用を認めるときは、釣池団体使用券(第2号様式の22)を交付しなければならない。

### (使用料の減免)

第4条 使用料の減免は、規則第16条の定める範囲とする。

### (使用料の減免申請)

第5条 使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した有料施設減免申請書を釣池団体使用許可申請書に添えて提出しなければならない。

### (還付)

第6条 既納の使用料は還付しない。

ただし、規則第 15 条の規定に該当する場合には還付することができる。

( 損害賠償及び請求 )

第 7 条 釣池の施設及び備付物件を故意又は過失により損傷し、もしくは、滅失した者に  
対しては、これを復旧させ、現物をもって弁償させることができる。

( 使用券の提示 )

第 8 条 釣池を使用する時は、団体使用券又は個人利用券を係員に提示してその指示を受  
けなければならない。

( 使用の制限 )

第 9 条 次の各号の一に該当する者については、釣池の使用を拒否し、又は退場を命ずる  
ことができる。

- ( 1 ) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- ( 2 ) 他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ( 3 ) 管理上必要な指示に従わない者

( 禁止行為 )

第 10 条 釣池では、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- ( 1 ) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他営業行為を行い又は広告物を掲げも  
しくは、宣伝ビラ等を配布すること。
- ( 2 ) 指定の場所以外に自転車等の車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- ( 3 ) 投網、四手網、ブツ込、吸込、リール竿等の使用。
- ( 4 ) まき餌
- ( 5 ) 3 本以上竿を使用すること ( 使用する竿は 1 人 2 本まで )
- ( 6 ) 紙屑、ごみ、煙草の吸がら等を所定の場所以外へ捨てること。
- ( 7 ) 池の水を汚し、又は池の中に物を投げ入れること。
- ( 8 ) 他人に迷惑を及ぼす行為
- ( 9 ) その他市長が禁止するもの

( 団体使用の取消 )

第 11 条 市長は、次の各号の一に該当する時は、団体使用を取消し、又はその使用を制限し、もしくは停止することができる。

- ( 1 ) 使用願に偽りがあったとき。
- ( 2 ) 使用料金を納付しないとき。
- ( 3 ) 条例、規則及び管理運営要綱に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- ( 4 ) 管理上、やむをえないとき、又は市の都合により、使用を停止したとき。

( 係員の心得 )

第 12 条 釣池の管理に従事する係員は、常に利用者が安全かつ快適な施設の利用ができるよう、心がけると共に、必要に応じ、助言、指導、保護等を行わなければならない。

- 2 不測の事故等が生じた時は、直ちに上司に報告し、指示を受けると共に処置をしなければならない。
- 3 管理上、支障があると認められるときは、上司の指示に従い、入場を一時制限又は中止の措置をしなければならない。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この管理運営要綱は、昭和 46 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。